

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

附則

第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、九十八万四千円とすることができる。

別表（第二条関係）

区分	報酬月額		
	一 号	二 号	三 号
最高裁判所長官	二、〇五〇、〇〇〇円		
最高裁判所判事	一、四九五、〇〇〇円		
東京高等裁判所長官	一、四三四、〇〇〇円		
その他の高等裁判所長官	一、三二八、〇〇〇円	一、一九八、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円
			九八四、〇〇〇円

附則

第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、九十八万九千円とすることができる。

別表（第二条関係）

区分	報酬月額		
	一 号	二 号	三 号
最高裁判所長官	二、〇六〇、〇〇〇円		
最高裁判所判事	一、五〇三、〇〇〇円		
東京高等裁判所長官	一、四四一、〇〇〇円		
その他の高等裁判所長官	一、三三四、〇〇〇円	一、二〇四、〇〇〇円	一、〇六〇、〇〇〇円
			九八九、〇〇〇円

判 事 補								判 事				
八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号
二七七、六〇〇円	二八八、二〇〇円	三〇六、四〇〇円	三二二、二〇〇円	三四五、一〇〇円	三六八、九〇〇円	三九二、五〇〇円	四二六、九〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八五、〇〇〇円	六四六、〇〇〇円	七二〇、〇〇〇円	八三四、〇〇〇円

判 事 補								判 事				
八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号
二七七、六〇〇円	二八八、二〇〇円	三〇六、四〇〇円	三二二、二〇〇円	三四五、一〇〇円	三六八、九〇〇円	三九四、二〇〇円	四二八、八〇〇円	五二九、〇〇〇円	五八八、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	七二四、〇〇〇円	八三八、〇〇〇円

簡易裁判所判事													
十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号
三三三、二〇〇円	三四五、一〇〇円	三六八、九〇〇円	三九二、五〇〇円	四二六、九〇〇円	四四四、七〇〇円	五八五、〇〇〇円	六四六、〇〇〇円	七二〇、〇〇〇円	八三四、〇〇〇円	二二七、〇〇〇円	二三四、三〇〇円	二四四、八〇〇円	二五三、八〇〇円

簡易裁判所判事													
十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号
三三三、二〇〇円	三四五、一〇〇円	三六八、九〇〇円	三九四、二〇〇円	四二八、八〇〇円	四四六、七〇〇円	五八八、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	七二四、〇〇〇円	八三八、〇〇〇円	二二七、〇〇〇円	二三四、三〇〇円	二四四、八〇〇円	二五三、八〇〇円

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号
二二七、〇〇〇円	一三四、三〇〇円	二四四、八〇〇円	二五三、八〇〇円	二七七、六〇〇円	二八八、二〇〇円	三〇六、四〇〇円

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号
二二七、〇〇〇円	一三四、三〇〇円	二四四、八〇〇円	二五三、八〇〇円	二七七、六〇〇円	二八八、二〇〇円	三〇六、四〇〇円

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>附則 第十五条（略）</p> <p>第十六条 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、裁判官に対する報酬の支給に当たっては、報酬月額（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十六号）附則第二条の規定による報酬を含む。）から、当該報酬月額に次の各号に掲げる裁判官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <p>一 最高裁判所長官 百分の三十</p> <p>二 最高裁判所判事及び東京高等裁判所長官 百分の二十</p> <p>三 その他の高等裁判所長官 百分の十五</p> <p>四 判事、一号から六号までの報酬を受ける判事補及び前条に定める報酬月額の報酬又は一号から十一号までの報酬を受ける簡易裁判所判事 百分の九・七七</p> <p>五 七号から十二号までの報酬を受ける判事補及び十二号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事 百分の七・七七</p> <p>2 前項の規定により報酬の支給に当たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>附則 第十五条（略） （新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日（次項において、「一部施行日」という。）の前日から引き続き裁判官である者で、その受ける報酬月額が同日において受けていた報酬月額（裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日において次の各号に掲げる裁判官である者にあつては、当該報酬月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下この項において、「基準額」という。）に達しないこととなるものには、平成二十六年三月三十一日までの間において、その受ける報酬月額が基準額に達するまでの間（最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官にあつては、平成二十二年三月三十一日までの間）、報酬月額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。</p> <p>一 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事及び裁判官の報酬等に関する法律第十五条に定める報酬月額の報酬又は同法別表簡易裁判所判事の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事 百分の九十八・九四</p> <p>二 裁判官の報酬等に関する法律別表判事補の項一号から十一号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び同表簡易裁判所判事の項五号から十六号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事 百分の九十九・一</p> <p>2 （略）</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日（次項において、「一部施行日」という。）の前日から引き続き裁判官である者で、その受ける報酬月額が同日において受けていた報酬月額（裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十七号）の施行の日において次の各号に掲げる裁判官である者にあつては、当該報酬月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下この項において、「基準額」という。）に達しないこととなるものには、その受ける報酬月額が基準額に達するまでの間（最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官にあつては、平成二十二年三月三十一日までの間）、報酬月額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。</p> <p>一 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事及び裁判官の報酬等に関する法律第十五条に定める報酬月額の報酬又は同法別表簡易裁判所判事の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事 百分の九十九・四四</p> <p>二 裁判官の報酬等に関する法律別表判事補の項一号から十一号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び同表簡易裁判所判事の項五号から十六号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事 百分の九十九・五九</p> <p>2 （略）</p>